高齢社会対策主要施策の推移

1.全般	· 社会保障国民会議最終報告(20 年 11 月)
	・安心社会実現会議報告(21年6月)
	· 政府·与党社会保障改革検討本部「社会保障·税一体改革成案」(23 年 6 月)
2.就業·所得	(1)高齢者の雇用・就業の機会の確保
	・ 高年齢者雇用安定法の改正(16年)
	〔段階的な 65 歳までの定年引上げ、継続雇用措置義務化〕
	・ 今後の高年齢者雇用に関する研究会報告(23 年 6 月)
	「希望者全員の 65 歳までの雇用確保と生涯現役社会実現のための環境整備に
	向け、今後の施策の進め方を検討・とりまとめ〕
	23 年9月から労働政策審議会において希望者全員の 65 歳までの雇用確保
	策などについて制度的対応も含め検討中
	(2)勤労者の生涯を通じた能力の発揮
	・ 育児・介護休業法の改正(16年)
	〔育児休業・介護休業対象者の拡大、介護休業の習得回数制限の緩和〕
	・ 時短促進法から労働時間等設定改善法への改正(17年)
	〔労働時間の短縮促進(年間総実労働時間1800時間(高齢社会対策大綱記載の
	目標))から、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応した労働時間
	等の設定改善へ。〕
	・男女雇用機会均等法の改正(18 年)
	〔性差別禁止の範囲の拡大〕
	・ 雇用対策法の改正(19年)
	〔募集・採用における年齢制限禁止の義務化〕
	・ 育児・介護休業法の改正(21年)
	〔介護休暇制度の創設〕
	 (3)公的年金制度の安定的運営
	・厚生年金保険制度と農林漁業団体職員共済組合制度の統合(13年)
	・ 国民年金法等の改正(16年)
	[年金制度の長期的・安定的運営を図るため、上限を固定した上での保険料の引
	上げ、保険料負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みの導入・基
	礎年金国庫負担割合の引上げ等の措置を実施。また、生き方・働き方の多様化
	に対応して、遺族年金の見直し・60 歳台前半の在職老齢年金制度の改善・65
	歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入等の措置を実施。〕
	・ 臨時財源により基礎年金国庫負担割合2分の1を実現(21年・22年)

- ・ 国民年金法等の改正(年金確保支援法)(23年) [国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長]
- · 「社会保障·税一体改革成案」決定(23年)

[「新しい年金制度の創設」について、「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む」こととした。また、年金改革の目指すべき方向性に沿って「現行制度の改善」(最低保障機能の強化・高所得者の年金給付の見直し・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大・第3号被保険者制度の見直し・被用者年金の一元化・マクロ経済スライド・支給開始年齢引上げ等)について検討し、「2012年以降速やかに関連法案を提出」することとされた。」

(4)自助努力による高齢期の所得確保への支援

- ・確定拠出年金法の制定(13年) (確定拠出年金制度を創設)
- · 確定給付企業年金法の制定(13年) 〔確定給付企業年金制度を創設〕
- ・ 国民年金法等の改正(16年) 〔厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、確定拠出年金の拠出限度額の引 上げ、確定給付型の企業年金制度の通算措置の拡充〕
- ・ 国民年金法等の改正(年金確保支援法)(23年) 〔企業型確定拠出年金の加入資格年齢引上げ(60歳 65歳)、従業員拠出(マッチング拠出)の導入等〕

3.健康·福祉

(1)健康づくりの総合的推進

- ・ 21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)(12 年) 〔22 年度を目途とした目標等を提示〕
- ・健康増進法の制定(14年) [国民の健康づくり・疾病予防の積極的推進(健康づくりの総合的推進、地域の実 情に応じた健康づくり、生涯を通じた健康づくり)]
- (2)介護保険制度の着実な実施
- (3)介護サービスの充実
 - ・介護保険法の改正(17年) 〔予防重視型システムへ転換、地域密着型サービスの導入〕
 - ・ 社会福祉士·介護福祉士法の改正(19年) 〔資格取得方法の見直し、養成課程における教育内容等の見直し〕
 - · 介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律の制定(20年)

(21年4月1日までに介護従事者等の処遇改善施策の在り方を検討、必要な措置を講じる)

- ・介護保険法等の改正(20年) 「介護サービス事業者に対する規制の在り方の見直し」
- · 介護保険法等の改正(23年)

[地域包括ケアシステムの推進(医療と介護の連携強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備等)]

ゴールドプラン21(11年12月、大蔵・厚生・自治3大臣合意)の終了(16年度末)

(4)高齢者医療制度の改革

· 健康保険法等の改正(14 年)

[高齢者の自己負担1割(現役並み所得の場合は2割)、老人医療制度(老人保健法)の対象年齢引上げ(70歳 75歳)、公費負担引上げ(3割 5割)]

・健康保険法等の改正(18年)

[医療費適正化の総合的推進、70~74歳患者負担引上げ(1割 2割)、現役並所得高齢者負担引上げ(2割 3割)、後期高齢者医療制度の創設(20年度から老人保健制度に代わる独立した医療制度として実施)]

・ 高齢者医療制度改革会議「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」(22 年 12 月)

〔後期高齢者医療制度廃止後の新制度に関してとりまとめ(加入する制度を年齢で区分しない、段階的な国保の都道府県単位化による国保の安定的運営の確保)〕

(5)子育て支援施策の総合的推進

- ・ 次世代育成支援対策推進法の制定(15年) 〔地方公共団体と企業における 10 年間の集中的・計画的な取組促進〕
- ・ 少子化社会対策基本法の制定(15年) 〔少子化に的確に対処するための施策の総合的推進〕
- ・ 少子化社会対策大綱(16年6月閣議決定) [少子化の流れを変えるための重点課題や具体的行動を提示]
- ・子ども·子育てビジョン(22 年 1 月閣議決定) 〔社会全体で子育てを支えることを目指し、子ども·子育て支援の具体的取組を提示〕
- ・「子ども・子育て新システム」の検討(22年1月~) 〔幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的、一元的な制度の構築について検討〕

4. 学習·社会参加

(1)生涯学習社会の形成

- · 大学設置基準の改正(14年) [長期履修学生制度導入]
- ・教育基本法の改正(18年) 〔生涯学習の実現〕

・中央教育審議会「新しい時代を切り拓〈生涯学習の振興方策について(答申)」 (20年2月)

[一人一人の生涯を通じた学習への支援等の具体的方策を提示]

・教育振興基本計画の策定(20年7月閣議決定) (生涯学習の実現)

(2)社会参加活動の推進

- ・特定非営利活動促進法の改正(14年) 〔暴力団排除のための措置の強化、特定非営利活動の種類の追加等〕
- ・「新しい公共」円卓会議「新しい公共宣言」(22年6月) 〔「新しい公共」の実現に向け、制度改革や運用方法の見直し等を提言〕
- 特定非営利活動促進法の改正(23年)〔認定基準の緩和、仮認定制度の導入、特定非営利活動法人関連の事務を地方 自治体に一元化、法人認証制度の見直し等〕

生活環境

(1)安定したゆとりある住生活の確保

- ・ 住生活基本法の制定(18年)[国民生活の安定向上・社会福祉の増進・国民経済の健全な発展]
- ・住生活基本計画(全国計画)(18年9月閣議決定) 〔高齢者の居住する住宅のバリアフリー化等の目標や施策を設定〕
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正(21年)
 (国土交通大臣・厚生労働大臣共同による基本方針の策定、都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善)
- ・住生活基本計画(全国計画)の改定(23年3月閣議決定) 〔サービス付き高齢者向け住宅の供給や生活支援施設を併設している公的賃貸 住宅団地の整備等の目標や施策を設定〕
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正(23年) [「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度創設)

(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)の改正(14年)

〔バリアフリー対応の義務付け創設、努力義務の対象拡大〕

- ・ バリアフリー化推進要綱(16 年 6 月、バリアフリーに関する関係閣僚会議決定) 〔政府一体となってバリアフリー化に取り組むための指針〕
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の制定(18年)

[ハートビル法と交通バリアフリー法の統合]

・ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(20年3月、バリアフリーに関する 関係閣僚会議決定) [ユニバーサルデザインの推進の重要性を明確に位置づけ。今後の取組方針と目標の設定]

(3)交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

・本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について (15 年 3 月、交通対策本部決定)

[総合的な高齢者交通安全対策(高齢者の多様な実像を踏まえた対策の推進、 バリアフリーな道路交通環境の形成)]

- ・高齢者虐待防止法の制定(17年) (高齢者の虐待防止及び擁護者に対する支援について都道府県等を中心とした 対応を規定)
- · 道路交通法の改正(19年) (高齢者標識の表示義務付け、認知機能検査の導入)
- 道路交通法の改正(21年)〔高齢運転者等専用駐車区間制度の新設〕
- ・ 第9次交通安全基本計画(23年3月、中央交通安全対策会議作成) 〔計画期間:23~27年度、高齢者の安全確保を図るべく重点施策の実施(高齢者の安全に資する歩行空間等の整備、高齢者に対する交通安全教育の推進等)〕
- ・ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の改正(16 年) 〔振り込め詐欺等の対策として預貯金通帳等の売買やその勧誘・誘引行為等の 処罰〕
- ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(携帯電話不正利用防止法)の制定(17年) (振り込め詐欺等の対策として携帯電話等の不正売買やその勧誘・誘引行為等の処罰、契約者確認の求め)
- ・犯罪収益移転防止法の制定(19年) 〔金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律を廃止し、同法の規定を 継受〕
- ・振り込め詐欺撲滅アクションプラン(20年) 〔振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針〕

(4)快適で活力に満ちた生活環境の形成

- ・水産基本計画(19 年 3 月閣議決定) 〔高齢者の技術と能力を生かした水産関係活動の促進〕
- ・ 食料・農業・農村基本計画(22 年 3 月閣議決定) 〔農業や地域活動における生涯現役の実現に向けた高齢農業者の活動の促進〕